

部会の設置（案）について

（１）設置目的

現在、東京都では、都市づくりのグランドデザインを策定している。

都市づくりのグランドデザイン策定後には、都市計画区域マスタープランの改定をはじめ、東京都の都市づくりに関する各方針や運用基準等の改定が予定されている。

今後、各改定作業の中で、東京都より多くの意見照会の依頼が不定期に来ることが予想され、これらの各意見照会について、専門的な見地から短期間で調査検討を行い、柔軟に対応し、都市計画審議会の効率的な運営を図るため、部会を設置する。

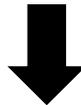
（２）設置根拠

【豊島区都市計画審議会条例（抜粋）】

第8条 審議会に、審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項につき調査検討を行う。

3 部会の委員及び部会長は、第3条各項の委員のうちから会長が指名する。



（参考）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員をもって組織する。

（１）学識経験者 10人以内

（２）区議会議員 7人以内

（３）関係行政機関の職員 2人以内

（４）区民 2人以内

2 前項各号に掲げる者のほか、区長は、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を任命することができる。

3 第1項各号に掲げる者のほか、区長は、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を任命することができる。

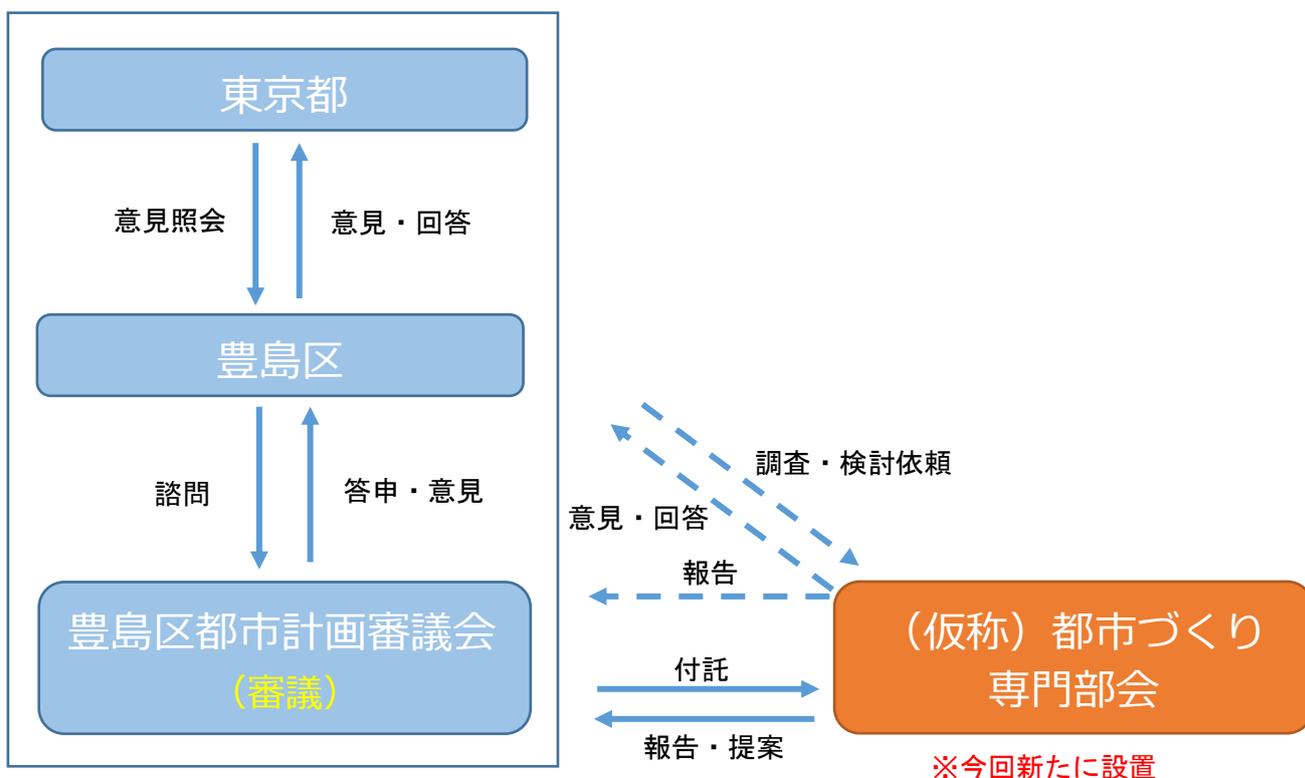
【豊島区都市計画審議会運営規則（抜粋）】

第8条 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。

2 部会は、審議会から付託された事項について、審議会に報告しなければならない。

3 部会は、審議会から付託された事項につき、調査検討が終了したときは、解散するものとする。

(3) 部会の調査検討体制イメージ



※基本的には、都市計画審議会から部会へ付託し、部会は調査検討した事項を都市計画審議会へ報告・提案する。

※東京都からの意見照会（依頼）等の期間によっては、豊島区から部会へ直接調査検討を依頼する。

部会は、調査検討した事項を豊島区へ意見・回答するとともに、都市計画審議会へ同じ内容を報告する。

(4) 調査・検討内容について

- 1) 都市づくりのランドデザインに関する事
- 2) 都市計画区域マスタープランに関する事
- 3) 新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針に関する事
- 4) 都市再開発の方針に関する事
- 5) 住宅市街地の開発整備の方針に関する事
- 6) 防災街区整備の方針に関する事
- 7) 用途地域等に関する指定方針及び指定基準に関する事
- 8) 都市開発諸制度の各運用基準等に関する事
- 9) その他、審議会から付託された事項に関する事